# 【資産割】税額 (課税標準) の月割計算

### 1 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例

半年決算の法人や事業年度の途中で法人を設立・解散した場合のように、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準は、次の計算式により月割計算します。

なお、算定期間の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じた ときは、切り上げて1か月とします。

算定期間の末日

資産割の課税標準 =  $\frac{\text{における事業所床面積}}{1.2} \times$ 算定期間の月数

## 2 課税標準の算定期間の途中で事業所等を新設・廃止した場合

課税標準の算定期間の途中で事業所等を新設したり、既存の事業所を廃止した場合の課税標準は、次の計算式により月割計算します。

なお、事業所等の新設・廃止とは、支店を新規に開設した場合や、店舗を閉鎖 した場合です。

同一事業所内に建物を新築したり、一部取り壊した場合などは、事業所等の新設・廃止にあたらず、月割計算は適用されません。(算定期間の末日の面積で税額計算します。)

## (1) 事業所等を新設した場合

新設の日の属する月の翌月から 算定期間の末日の属する月まで

# (2) 事業所等を廃止した場合

算定期間の初日の属する月から 廃止の日の属する月まで

資産割の<br/>課税標準廃止の日<br/>における事業所床面積×の月数<br/>算定期間の月数

# (3) 事業所等を新設し、廃止した場合

新設の日の属する月の翌月から 廃止の日の属する月まで

 資産割の
 =
 廃止の日
 ×
 の月数

 課税標準
 における事業所床面積
 算定期間の月数

#### 3 期間計算における注意点など

### (1)課税標準の算定期間

①法人:事業年度

※ 法人を新たに設立した場合の事業年度の初日は、設立の日からとな ります。

法人を解散した場合の事業年度の末日は、解散の日までとなります。

②個人: 毎年1月1日~12月31日

※年の中途で新たに事業を開始したり廃止した場合は次の通りです。

・年の中途で、新たに事業を開始した場合 開始の日~12月31日

・年の中途で、事業を廃止した場合

1月1日~廃止の日

・一年の間に事業を開始し、廃止した場合 開始の日~廃止の日

### (2) 事業年度が月の途中から開始される場合の月の考え方

事業年度の初日を起算日として、その翌月の起算日に応当する日の前日まで を第1月とし、第2月以降はそれぞれ1か月ずつスライドします。

例えば、2月20日が事業年度の初日の法人の場合は、次の通りです。

	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第 10 月	第 11 月	第 12 月
Ī	2/20~	3/20∼	4/20~	5/20~	6/20~	7/20~	8/20~	9/20~	10/20~	11/20~	12/20~	1/20~
	3/19	4/19	5/19	6/19	7/19	8/19	9/19	10/19	11/19	10/19	1/19	2/19

### (3) 事業所等の新設の日・廃止の日

事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日(オープンの日)・終了日では なく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日・終了日 となります。

### (4) 免税点の判定

免税点は、算定期間の末日の現況により判定します。

算定期間内に事業所等の面積に変動があった場合でも、あくまで算定期間の 末日の現況により判定しますので、免税点の判定にあたっては月割計算の適用 はありません。